

確認申請～大河原土木かわら版～

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。建築班一同、皆様に支援を頂きながら、安全で住み良いまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

さて、今回は、建築行為や開発行為に関連する各種の許認可等の所管機関について、気付くところを紹介いたします。業務のスムーズな遂行にお役に立てばと思います。

建築行為や開発行為に関連する各種の許認可等の所管機関について

- ・以下の資料は大河原管内（2市7町）を念頭に作成しております。
- ・それぞれの法令・条例等の対象区域については、各所管機関にお尋ね下さい。

1 都市計画法による開発許可

根拠法令等	都市計画法
対象地域	管内全域
対象行為	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う3000㎡以上の土地の区画形質の変更
所管機関	開発面積が10000㎡未満 土木事務所建築班（0224-53-3918） 開発面積が10000㎡以上 土木部建築宅地課開発防災班（022-211-3240）

2 都市計画施設等の区域内における建築の許可

根拠法令等	都市計画法
対象地域	都市計画施設の区域、市街地開発事業の施行区域
対象行為	建築物の建築
所管機関	各市町の都市計画担当課

3 屋外広告物の設置許可

根拠法令等	屋外広告物法、屋外広告物条例
対象地域	1 国道、県道（主要地方道）及びそれらから展望できる区域でその路肩から500m以内の区域 2 都市計画区域 3 鉄道から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域 4 東北縦貫自動車道、東北横断自動車道のパーキングエリア、サービスエリアの区域
対象行為	広告物の表示、掲出物件の設置
所管機関	土木事務所行政班（TEL 0224-53-3903）

4 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可

根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
対象地域	急傾斜地崩壊危険区域
対象行為	1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 2 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘削又は盛土 4 その他
所管機関	土木事務所行政班（TEL 0224-53-3903）

5 地すべり防止区域内における制限行為の許可

根拠法令等	地すべり等防止法
対象地域	地すべり防止区域
対象行為	1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの 2 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良 3 のり切又は切土 4 その他
所管機関	土木事務所行政班 (TEL 0224-53-3903)

6 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可

根拠法令等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
対象地域	土砂災害特別警戒区域
対象行為	住宅、社会福祉施設、学校又は医療施設の建築
所管機関	指定区域及び指定内容に関すること：土木事務所行政班 (TEL 0224-53-3903) 建築基準に関すること：土木事務所建築班 (TEL 0224-53-3918)

7 災害危険区域における建築の禁止

根拠法令等	建築基準法、丸森町阿武隈川狭さく部災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例
対象地域	阿武隈川狭さく部のうち出水により災害を被る危険性が高い区域で、町長が指定した区域
対象行為	・住居の用に供する建築物 ・適用除外 ①主要構造部をRC造又はこれに類する構造とし、災害危険基準高未満を居室の用に供しないもの ②基礎をRC造として、その上端の高さを災害危険基準高以上としたもの ③地盤面の高さを災害危険基準高以上としたもの ④その他
所管機関	丸森町建設課 (TEL 0224-72-3032)

8 自然公園区域内における行為の許可・届出

根拠法令等	自然公園法 県立自然公園条例
対象地域	自然公園区域 (国定公園、県立自然公園)
対象行為	1 特別地域 (許可) ①工作物の新築、改築又は増築 ②土地の形状変更 ③木竹の伐採 ④その他 2 普通地域 (届出) ①工作物の新築、改築又は増築 ②土地の形状変更 ③その他
所管機関	地方振興事務所森林管理班 (TEL 0224-53-3252)

9 環境保全地域内における行為の許可・届出

根拠法令等	自然環境保全条例
対象地域	県自然環境保全地域、緑地環境保全地域
対象行為	1 県自然環境保全地域 (特別地区) : 許可 ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成 ③その他 2 県自然環境保全地域 (普通地区)、緑地環境保全地域 : 届出 ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成 ③その他
所管機関	地方振興事務所森林管理班 (TEL 0224-53-3252)